

2019年11月1日

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事後開示書類)

東京都中央区日本橋堀留町一丁目10番7号
株式会社東京商品取引所
代表執行役 山道 裕己
取締役兼代表執行役社長 濱田 隆道

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社日本取引所グループ（以下「JPX」又は「特別支配株主」といいます。）から、2019年10月1日付けで、当社の株主の全員（但し、JPX及び当社を除きます。「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び無議決権株式（以下「当社無議決権株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をJPXに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受領し、これを受け、同日付けで、当社取締役会において、本株式売渡請求を承認した結果、2019年11月1日をもって、JPXが本売渡株式の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項は、以下のとおりです。

記

1. 特別支配株主が売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法施行規則第33条の8第1号）

2019年11月1日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第33条の8第2号）

取得日までに、会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求はなされてお
りません。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法施行規則第33条の8第3号）

取得日までに、会社法第 179 条の 8 第 1 項の規定に基づき、その所有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 株式売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 4 号）

当社普通株式 86,800 株

当社無議決権株式 6,740 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数（会社法施行規則第 33 条の 8 第 5 号）

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額（会社法施行規則第 33 条の 8 第 6 号）

該当事項はありません。

7. 株式売渡請求に係る売渡株式の取得に関する重要な事項（会社法施行規則第 33 条の 8 第 7 号）

本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法により（本売渡対価の交付について JPX が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上